

刑 鑑 第 5 号
警 務 第 2 6 号
生 企 第 2 7 号
刑 捜 一 第 3 5 号
交 企 第 1 8 号
警 公 第 1 6 号
平成 1 2 年 1 2 月 2 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

鑑識代行員指定制度の実施について（例規通達）

現在の犯罪情勢に対処し、事件事故発生時の警察署における迅速な現場鑑識臨場体制の確立と採証活動の徹底を図るため、みだし制度を下記のとおり制定し、平成13年1月4日から実施することとしたので、実効のあがるよう努められたい。

なお、鑑識係代行指定制度の実施について（昭和41年刑鑑訓第3号）及び鑑識代行者の指定について（昭和56年刑鑑第1332号）は、廃止する。

記

第1 鑑識代行員指定制度の趣旨

最近の犯罪は、悪質化、巧妙化、スピード化、広域化し、さらに多発化傾向にある。

一方犯罪捜査においては、都市化の進展に伴う聞き込みの困難化、否認被疑者の増加等により捜査環境は悪化の一途をたどっており、このような状況下では、現場鑑識の適否がますます重要となり、徹底した現場鑑識活動を推進する必要がある。

このため、警察署に鑑識係員の代行員を指定して、現場鑑識臨場体制の実質的な強化を図り、もって迅速な現場臨場と徹底した現場鑑識活動を期することとした。

第2 鑑識代行員の任務

鑑識代行員は、次の鑑識業務を行うものとする。

- 1 現場臨場を要する事件の発生に際して、鑑識係員が不在その他で臨場できないときの現場鑑識業務の遂行とその処理
- 2 現場が広範囲で、採証要員が不足するときの現場鑑識活動の応援

第3 鑑識代行員の指定

警察署長（以下「署長」という。）は、原則として刑事、生活安全又は交通の各課（係）員の中から、次の要件を満たす者を鑑識代行員として指定するものとし、人数は署情に応じて定めるものとする。

- 1 鑑識技能検定総合上級の合格者又は鑑識係員経験者
- 2 鑑識技能検定初級の合格者で鑑識の知識技術が優秀と署長が認めた者

第4 鑑識代行員の報告

署長は、鑑識代行員を指定したときは、鑑識代行員指定報告書（別記様式）により警

察本部鑑識課長に報告しなければならない。

第5 鑑識代行員の変更

署長は、異動などにより鑑識代行員に欠員が生じたときは、速やかに鑑識代行員を指定し、前記第4に準じて報告しなければならない。

第6 鑑識代行員の当直

署長は、夜間休日等鑑識係員が不在時の事件事故に対応するため、署情に応じて当直班に鑑識代行員を1人以上当直させなければならない。

第7 鑑識代行員に対する教養

署長は、鑑識代行員に対して鑑識係員による実地指導教養及び幹部による個別指導を行い鑑識技能の向上に努めること。

鑑識代行員指定報告書

指定年月日	年 月 日	所 属	
係 名			
階 級		拝命年月日	年 月 日
ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生 (歳)		
鑑識技能検定	初 級 合 格	年 月 日	
	上級 (科目) 合格	年 月 日	
	上級 (科目) 合格	年 月 日	
	上級 (科目) 合格	年 月 日	
	上級 (科目) 合格	年 月 日	
	総 合 上 級 合 格	年 月 日	
鑑 識 関 係 教 養 受 講 歴	期 間	科 目	受 講 場 所
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	備 考		